

草津市農業振興地域整備計画の見直しについて

1. 農業振興地域整備計画とは

農用地区域（青地）など、土地利用上の区域指定を行い、優良な農地を確保・保全するための計画のこと。
草津市は、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」）に基づき、昭和46年度に策定し、直近では、平成15年度に計画の見直しを行っている。

内容は以下の2つに分類される。

（1）農用地利用計画

- ・農用地区域の設定（今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地）
- ・農用地区域内の農業上の用途の指定（農地、農業用施設用地）

（2）マスタープラン

- ・農業生産基盤の整備・開発
- ・農業経営の規模の拡大等
- ・農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
- ・農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備
- ・農用地等の保全
- ・農業の近代化のための施設の整備
- ・農業従事者の安定的な就業の促進

2. 見直し概要

国では、平成27年12月に農用地等の確保等に関する基本指針が改定され、滋賀県では、平成28年8月に滋賀県農業振興地域整備基本方針が改定されたことから、平成29年度より見直しを行っている。

・国の見直し概要

国の「農業政策の変更」に伴う見直し

- ・「食料の安定的な供給」から「効率的かつ安定的な農業経営の確立」への目的の変更
- ・農地の集積・集約等に関し農地中間管理機構の考え方を記載など

・県の見直し概要

国の「基本方針の変更」に伴う見直し

- ・上記記載のとおり、国の見直しに伴い修正

・市の見直し概要

①国・県の見直しに伴い、考え方などを修正

②農用地区域として確保すべきでない森林、墓地、道路、河川、無番地などを農用地区域から除外

→法的要件が非常に厳格であることから、上記箇所の除外がほとんどを占める

③図面管理から地番管理へ（GISによるデジタル管理）

→国から図面管理による農用地区域の錯誤等が生じないように、GISを利用したデジタル管理へ移行する指針が示されている

3. 見直し事項

(1) 農用地利用計画

農用地区域の設定について、農振法に基づき農用地区域とすべきか判断を行い、農用地利用計画の修正を行う。



農業振興地域整備計画の変更は県の同意が必要であることから、これまでに、県との事前の相談を行ってきた。

結果

現状からの除外は厳しく、農用地利用計画に関しては、法的要件を満たさない限り、現在の農用地区域からの除外は不可。過去にはほ場整備された農地や集団性のある農地、現況が耕作されている農地は地目に関係なく除外不可。また、草津市は草津用水の更新事業をしており、その恩恵を受けている「受益地」に該当する箇所が多く、また、今後、草津用水の更新を行う計画となっている箇所を含めると、市域のほとんどが「受益地」となり、法的要件を満たすことが非常に困難な状態。

(2) マスタープラン

国や地方公共団体などの統計データに基づき、左記1(2)で示した7事項について現状に即したものとす。



結果

草津市における、現状および今後について、第4次草津市国土利用計画などの計画との整合性を図るために文言の修正、および各種統計データに基づき数値を修正。

具体的には、人・農地プラン、農地中間管理事業、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業、担い手による農地集積・集約などに関する新たな取り組み内容を記載。

4. 農用地利用計画の見直しの基準

(1) 墓地・森林など農用地区域として確保すべきでない箇所

	筆、件	面積 (㎡)
農地として今後利用できない箇所	20	14,666

(2) 市として農用地区域として確保すべきでない箇所

	筆、件	面積 (㎡)
① 10ha以下の集団性の乏しい農地 →集落内にある農地など	18	6,820.3
②現況と登記が雑種地、原野となっており、除外しても集団性に問題がない箇所 →湖岸周辺など		

4 (1) および (2) の法的判断 (農振法第 10 条第 3 項)

農用地区域とは、今後概ね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地について設定しており、以下の①～⑤に **1 つでも該当があれば除外は不可。**

① **集団的に存在する農用地で一定の規模 (10 ha) 以上のもの**

→ 田・畑などで、10 ha 以上集団的 (青地、白地を問わず) に繋がっていると、一部分であろうと除外は不可。

② 土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地

→ ア. 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全または利用上必要な施設の新設、管理、廃止、変更

イ. **区画整理**

→ ほ場整備のこと。過去に 1 度でもほ場整備されている土地は除外不可。

ウ. 農用地の造成 など

③ ①、② に掲げる土地の保全または利用上必要な施設の用に供する土地

④ 農業用施設用地で、2 ha 以上のものまたは①および②の土地に隣接するもの

⑤ 上記①～④のほか、果樹または野菜の生産団地の形成、その他農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためのその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地。

(3) 個別案件

	筆、件	面積 (㎡)
土地利用として具体的な案件のあった箇所 → 分家住宅	2	581

法的判断 (農振法第 13 条第 2 項)

個別除外は、以下の **5 つの要件をすべて満たしていなければ除外は不可。**

① 除外することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がない

② 農業上の効率的な利用に支障がない

③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと

④ 土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

⑤ **農業生産基盤整備事業完了後 8 年を経過していること**

→ ⑤ に関しては、草津用水の 2 期事業 (更新事業) を現在行っており、市域の広範囲が受益地となっていることから、この要件を満たすことが困難。また、現在、その受益地となっていない箇所も、草津用水の今後の事業計画に入っているエリアが多いことから、除外は厳しいものとなっている。

(4) 道路・河川

	筆、件	面積 (㎡)
県道、認定市道、1級河川	1,046	378,956.4

法的判断（農振法第10条第4項）

（1）および（2）の法的判断に該当しても、次の内容であれば除外は可能。

公共性が特に高いと認められる施設の用に供する土地
→道路、河川

(5) 無番地

	筆、件	面積 (㎡)
地番が存在しない箇所 →防災広場、湖岸道路と農地の間など	10	43,184.4

法的判断（農振法第10条第3項）

（1）および（2）の法的判断に該当しても、次の内容であれば除外は可能。

番地が存在しない無番地箇所について、現況が農地でなければ除外は可能。

(6) 合計

筆、件	面積 (㎡)
1,096	444,208.1

5. デジタル管理への変更

農業振興地域整備計画における農用地利用計画の管理については、従来、図面での管理を実施してきたが、錯誤等が生じないようにGISを利用したデジタル管理を行う。これに伴い、地番で農用地区域の管理を行うことが可能となる。

6. 今後のスケジュール（予定）

今後は、農用地利用計画、マスタープランについて、内部で最終調整を行い、9月下旬から県と事前協議、10月10日に農業委員会に諮問し、平成31年3月に完成する予定。

詳細は別紙参照。